

里親制度のご案内

里親制度は、家庭を必要とする子どもたちのための、社会のやさしい絆です。

里親とは

親元で暮らせない事情のある子ども達を、家族の一員として温かく迎え入れて育ててくださる方を、児童福祉法では「里親」といいます。

里親制度は、子どもが欲しい大人のための制度ではなく、育て親を必要とする子どものための制度です。



里親の種類

(1) 養育里親

保護者がいない子ども、保護者のもとで生活することが不相当と児童相談所が判断した子どもを養育する里親です。養育する期間は、数年から数日と様々です。

(2) 養子縁組里親

将来、子どもとの養子縁組を希望される方についても、里親登録していただきます。養子縁組を必要としている子どもを養育していただきますが、養子縁組の成立には家庭裁判所の審判・許可が必要です。

(3) 専門里親

虐待等により心に傷を受けた子どや、障害のある子ども、非行等の問題を有する子どもなどを、専門的な知識と技能を用いて養育していただきます。

専門里親になるには、3年以上の養育里親経験や児童福祉事業に3年以上従事した経験がある等の要件があります。

(4) 親族里親

保護者が死亡、行方不明、入院等で養育できないため、祖父母や兄姉及びその配偶者である親族が、その子どもの養育を希望するが経済的に困難などの事情がある場合に、児童相談所の許可を受けた上で申請できます。

※おじ・おば等については、別の手続きになりますのでご相談ください。

里親Q & A

Q 1 どうしたら里親になれるの？

里親になるためには、県知事の認定を受けて、青森県の里親名簿に登録されることが必要です。

まずは、最寄りの児童相談所にご相談ください。里親制度や申請手続き等についてガイダンスを行います。その後、家庭訪問調査と数日間の研修受講を経て、申請手続きをしていただきます。

Q 2 特別な資格って必要なの？

- ① 心身ともに健康であること
- ② 児童養育に対する理解と愛情を持っていること
- ③ 経済的に困窮していないこと（親族里親を除く）
- ④ 虐待等の問題がないこと
- ⑤ 児童福祉法などの法律の規定に違反のないこと
- ⑥ 県が実施する養育里親・養子縁組里親研修を受講すること（親族里親を除く）



Q 3 共働きでも里親になれるの？

子どもの養育に相応しい範囲での共働きは問題ありません。ただ、子どもの年齢や状況に応じて、特に子どもを迎えて初期の段階は、継続して子どもを養育できる環境を整えていただくことが望ましいです。

Q 4 単身でも里親になれるの？

要件を満たしていれば里親になれます。単身の場合は、子どもに携わる仕事の経験があるなど、子どもを適切に養育できる経験や知識があると認められる人が望ましいです。

Q 5 実子がいても里親になれるの？

実子がいても里親になれます。ただし、実子の意思を大切にすることや、里子と実子との年齢差や性別を考慮する必要があります。

Q 6 登録すれば、必ず子どもが委託されるの？

里親委託が望ましいと児童相談所で判断した子どもについて、里親名簿の中から、子どもとの適性を考慮して、児童相談所からの委託の打診をします。

里親登録順に委託されるわけではなく、登録後すぐに委託される場合も、委託されるまでに時間がかかる場合も、委託されない場合もあります。待機している子どもがいるわけではありません。

Q 7 子どもの養育に困ったときはどこに相談できるの？

里親には、児童相談所と連携しながら子どもを養育していただきます。困ったことや心配なことは児童相談所へ遠慮なくご相談ください。

また、里親支援員（里親経験者であり一定の研修を修了しています）による家庭訪問支援や、里親支援専門相談員（児童養護施設及び乳児院等に配置）の養育支援等を活用することができます。

【お問合せ先】青森県八戸児童相談所

〒039-1101 青森県八戸市尻内町字鴨田 7

TEL:0178-27-2271 FAX:0178-27-2627 E-mail:HA-JISO@pref.aomori.lg.jp

